

会社情報

IR・投資家情報

ニュースリリース

2017年

バックナンバー

■ 2016年

■ 2015年

■ 2014年

採用情報

グループ企業のニュースリリース

アサヒグループ
ホールディングス

アサヒ飲料

カルビス

アサヒグループ食品

ニュースリリース 2017 年

2017年10月4日
アサヒビール株式会社

酒類リターナブル容器商品の価格改定について

アサヒビール株式会社(本社 東京、社長 平野伸一)は、2017年6月に施行された改正酒税法・酒類業組合法の「酒類の公正な取引の基準(以下、「新基準」)と、厳しさを増す物流環境に対応するため、2018年3月1日より、酒類リターナブル容器(該当容器:瓶・樽詰、該当種類:ビール類・リキュール・焼酎)の一部商品の生産者価格を改定します。

新基準(※1)は、酒類業組合法 第86条の3第一項の規定に基づくもので、酒類製造業者又は酒類販売業者(以下、「酒類業者」)が行う酒類の取引に適用されます。酒類業者がこの新基準を遵守しない場合は、「指示」「公表」「命令」「製造免許又は販売免許の取消」といった4段階で法的な規制を受けることになります。

法的な規制を受ける主な内容は以下の2点になります。

- ① 正当な理由なく、酒類を継続して総販売原価を下回る価格(総販売原価割れ)で継続して販売すること。(総販売原価:売上原価の額と販売費および一般管理費の額の合計)
- ② 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること。

ビール類の総市場は1994年をピークに減少しているなか、リターナブル容器商品は、飲用シーンの変化や外食市場の低迷などにより減少幅が大きくなっています。具体的には、瓶商品の2016年出荷数量は2008年比で約40%減少しており、同様に樽詰商品は約8%減少しています。

また、酒類業界を取り巻く物流環境は、車両不足やドライバー不足による物流費の上昇などにより厳しさが増えています。そうしたなか、リターナブル容器商品は、缶商品などのワンウェイ容器とは異なり、空容器の回収・洗浄・保管等の負担が増加しています。

当社は、製造・物流・営業・管理各部門の効率化などにより収益性の向上に努めてまいりましたが、当該商品の採算悪化が続くなか、総販売原価割れ、もしくは近い将来総販売原価割れとなる可能性が高くなっているため、法令遵守の観点より生産者価格を改定することにいたしました。

なお、採算が悪化している樽詰容器のリキュール・焼酎についても同様の理由で改定します。

当社は今後も、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図る観点で施行された改正酒税法・酒類業組合法の「酒類の公正な取引の基準」を遵守するとともに、高品質な商品や新たな価値をお客様に提供し続けるため、より一層努力していきます。

<生産者価格改定の対象>

種類	容器
ビール類 輸入商品(バス・ペールエール除く)は対象外	大瓶(633ml)、中瓶(500ml)、小瓶(334ml)、 樽詰容器(5L、10L、19L、20L、30L)
リキュール	樽詰容器(10L、19L)
焼酎	樽詰容器(10L、19L)

(※1)改正酒税法・酒類業組合法の「酒類の公正な取引の基準(国税庁HPより一部抜粋)

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/tokusyu201604/pamph01.pdf>

「酒税の保全及び酒類の円滑な運行」及び「酒類の適正な販売管理の確保」を図ることを目的とした酒税法等の一部改正法が平成28年6月3日に公布され、これに基づき、平成29年3月31日に、「酒類の公正な取引に関する基準」(国税庁長官告示)が策定されました。この基準を含む一部改正法は、平成29年6月1日から施行されます。

1. 酒類の公正な取引に関する基準関係

- ・ 基準の対象:平成29年6月1日以降に酒類業者(製造・卸・小売)が行う酒類の取引
- ・ 基準の概要:酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはなりません。

- ① 正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売すること
- ② 自己又は他の酒類事業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること。
- ・ その他の「基準」に関する改正

- ① 基準を遵守していない酒類事業者に対して「指示」、これに従わない場合には「公表」。更に、一定の場合(※2)には「命令」、命令に従わない場合には「罰則」の適用や「免許取消」となる場合があります。(※2)「一定の場合」とは、「酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認められるとき」をいいます。

2. 酒類販売管理研修の義務化関係

- ① 酒類販売管理者研修(初回研修)の受講の義務化
- ② 3年ごとの酒類販売管理者研修(定期研修)の受講の義務化
- ③ 標識掲示の義務化

ニュースリリース2017年一覧

PAGE 10P

酒類リターナブル容器商品の一部商品の価格改定について

サントリービール（株）、サントリースピリッツ（株）は、酒類リターナブル容器商品の一部商品（該当容器：瓶・樽、該当酒類：ビール類・リキュール）について、生産者価格を2018年4月1日（日）から改定します。

当社は、高品質な商品を安定的に提供するため、これまで生産性の向上、物流合理化、諸費用の削減等、さまざまな企業努力と経営の合理化に努めてきました。

しかしながら、2017年6月に施行された「酒類の公正な取引の基準」への対応に加え、物流環境の悪化に伴う酒類リターナブル容器商品の空容器回収のコストなどの増加を、企業努力だけで吸収することは極めて厳しい状況となっています。

このため、今後もお客様に高品質な商品を安定的に提供していくために、やむを得ず酒類リターナブル容器商品の一部商品について価格改定を実施します。

サントリービール（株）、サントリースピリッツ（株）は、今後も「酒類の公正な取引の基準」を遵守するとともに、いっそうのコスト削減を図り、お客様へ高品質な商品を通じてイノベティブな価値を提供していきます。

— 記 —

- ▼実施日 2018年4月1日（日）
- ▼対象商品 酒類リターナブル容器商品の一部商品

■ 価格改定実施品目一覧（酒類リターナブル容器商品）

商品名	容器・容量	実施時期
ザ・プレミアム・モルツ	瓶（500ml,334ml）	2018年4月1日（日）
ザ・モルツ	瓶（633ml,500ml）	
	樽（10L,15L,20L）	
カールスバーグ	樽（10L,20L）	
金麦	樽（10L,15L,20L）	
スーパーチューハイプレーン	樽（10L）	

- 価格改定しない品目一覧（酒類リターナブル容器商品）
- ・「ザ・プレミアム・モルツ」ブランド樽（10L,15L,20L）
- ・角ハイボール樽詰め（10L）

酒類容器回収商品の価格改定について

2017年11月28日

麒麟ビール株式会社

麒麟ビール株式会社（社長 布施孝之）は、今年6月に施行された改正酒税法及び酒類業組合法の「酒類の公正な取引に関する基準」※（以下「新取引基準」）、及び厳しい物流環境を踏まえ、2018年4月1日より、酒類容器回収商品（びん、樽詰容器のビール類・リキュール）の一部商品について、生産者価格を改定します。

酒類容器回収商品の代表であるリターナブルびんは、お客様の飲用後にメーカーに回収され、洗浄されて何回も再利用されており、「リユースの優等生」と言われてきました。飲食店向けの樽詰商品も同様に再利用され、廃棄物の減量化及び資源の有効活用に繋がっています。一方で、お客様の飲用の多様化や料飲市場の環境変化に伴い、酒類容器回収商品は減少傾向にあり、特に、びんに関しては業界全体でこの10年間で約4割減少しています。同時に容器回収の仕組みを支える酒類業界の物流環境はドライバーを含めた人手不足、賃金の高騰など長期的に物流コストが上昇する傾向が続いており、当社取扱いの酒類容器回収商品（びん、樽詰容器のビール類・リキュール）は総販売原価割れの改善が必要となっています。

「新取引基準」は、酒類の公正な取引の確保を目的に制定・施行されました。酒類製造業者である当社も当該基準の適用対象であり、遵守することが求められています。当社は生産・物流・販売の各部門であらゆるコスト削減に努め、効率化を進めておりますが、酒類容器回収商品の総販売原価割れの改善のため、生産者価格を改定することを決定しました。

当社は、お客様へ価値ある商品を提供し続けるために、価格改定後も引き続き魅力ある商品開発とコスト削減に努めてまいります。

価格改定概要

- | | |
|--------|--|
| 1. 実施日 | 2018年4月1日 |
| 2. 品目 | ビール・発泡酒・新ジャンルのびん・樽詰商品、リキュールの樽詰商品
(大びん、中びん、小びん、7L大樽、15L大樽、20L大樽、30L大樽) |
| 3. 価格 | オープン価格 |

※「酒類の公正な取引に関する基準」として、酒類業者は以下の行為が禁じられています。

- ① 正当な理由なく、酒類を総販売原価（売上原価＋販管費）を下回る価格で継続して販売すること
- ② 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼす恐れがある取引をすること

【お問い合わせ先】

麒麟ビール お客様相談室 フリーダイヤル：0120-111-560

【麒麟ホームページ】

<http://www.kirin.co.jp/>

酒類リターンブル容器商品の価格改定について

このニュースリリースに関するキーワード： 2017年 会社情報

2017年11月29日

サッポロビール（株）は、酒類リターンブル容器商品（びん・樽）について、2018年4月1日より生産者価格を改定します。

昨今では、車両やドライバーの不足など酒類市場を取り巻く物流環境の厳しさが増しており、それに伴う酒類リターンブル容器商品の空容器回収コストなどが増加しています。さらに、本年6月に施行された酒税法および酒類業組合法の一部改正に伴い、「酒類の公正な取引基準」をより一層遵守する必要があります。

当社は、2008年4月の価格改定以来約10年にわたり、製造、営業、物流部門など、各部署において様々なコスト削減および効率化を図ってきましたが、企業努力だけで吸収することは難しく、やむを得ず酒類リターンブル容器商品について価格改定を実施します。

当社は今後も「酒類の公正な取引基準」を遵守し、創業以来原料からこだわり続けてきたものづくりへの思いを大切にして、お客様に新しい価値を提案していきます。

記

1. 価格改定日：2018年4月1日

2. 対象商品：酒類リターンブル容器商品

商品カテゴリー	容器
ビール類	大びん（633ml）、中びん（500ml） 小びん（334ml）、樽詰（10L・20L）
リキュール	樽詰（10L）
果実酒	樽詰（10L）

以上

印刷用PDF(112K)

このページの情報に関するマスコミの方からのお問合せはこちらまでお願いいたします。

ニュースリリース一覧 2017年のニュースリリース 会社情報のニュースリリース

年別

2017年

2016年

2015年

2014年

2013年

2012年

2011年

2010年

2009年

2008年

2007年

2006年

2005年

2004年

2003年

2002年

2001年

2000年

カテゴリ別

ビールテイスト

ワイン

焼酎

その他の商品

会社情報

イベント

その他

ホッカサッポロフード&ビバレッジ

食品・清涼飲料水などに関するニュースリリース

サッポロホールディングスニュースリリース

企業・IR情報に関するニュースリリース



飲酒は20歳になってから、飲酒運転は法律で禁止されています。
妊娠中や授乳期の飲酒は胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。
お酒は楽しく適量で、飲んだあとはリサイクル。



サッポロビール株式会社

©SAPPORO BREWERY LTD. All rights reserved.